

コメントの概要及びコメントに対する金融庁の考え方

| No. | コメントの概要 | 金融庁の考え方 |
|-----------------|--|--|
| 主要行等向けの総合的な監督指針 | | |
| 1 | <p>平成24年4月3日に公表された銀行法施行規則改正案第17条の3第1項第24号中に「財産を適正な価格で購入」とある。</p> <p>当該規定を受け、主要行等向けの総合的な監督指針改正案において、動産や債権の取得に際しては、「客観性・合理性のある評価方法による評価をしているか」との記述があるが、不動産については、これに相当する記述がないことから、明記すべきである。</p> <p>また、動産と債権についても、「適正な価格で」という要件が法令上要求されることが明確になるような記述にするべきである。</p> | <p>改正後の監督指針において、「不動産以外の財産については競落による取得に限らず、いわゆる私的実行による取得も含む」と記載しているのは、不動産の取得について、従来と同様「競落による取得」に限定している趣旨であり、この点に変更はありません。</p> <p>また、銀行法施行規則改正案第17条の3第1項第24号においては、不動産以外の財産を含め、「担保の目的となつている財産を適正な価格で購入」と規定されており、これを受け、改正後の監督指針においても、「客観性・合理性のある評価方法による評価をしているか」という点を記載しております。</p> |